

草津市スポーツボランティア登録制度実施要項

1 趣旨

この要項は、スポーツボランティア活動を行う人材の発掘および活動の場の充実を推進することで、多様な運動やスポーツの関わり方の一つである「支える」スポーツへの参加を促すとともに、各種スポーツイベントおよびスポーツ関連団体の活性化および持続可能な活動につなげるため、スポーツボランティア登録制度を実施し、その登録等に関し必要な事項を定める。

2 定義

この要項において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツボランティア活動 スポーツイベント等の運営にボランティアとして参加する活動
- (2) 登録者 草津市または草津市教育委員会が主催、共催または後援するスポーツイベント等においてスポーツボランティア活動を行う者であって本要項の手続により登録されたもの

3 登録者

スポーツボランティア活動を行う者として登録できるものは、登録申込を行う時点で中学生以上の者であって次のいずれかに該当するものとする。ただし、登録申込を行う時点で18歳未満の者は、保護者の同意を必要とする。

- (1) 草津市内に在住、在学または在勤している個人
- (2) 前号に掲げるもので構成されるグループ
- (3) 草津市内に活動の拠点を有する団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか草津市が必要と認めた個人、グループまたは団体

4 登録

- (1) 登録を希望する者は、草津市スポーツボランティア登録申込書（様式第1号）または各種ボランティア活動への登録申請の様式を用いて申し込むものとする。
- (2) 草津市は、登録申込があった場合において、その内容を審査し、書類等に不備がないと認めたときは、当該申込者を草津市スポーツボランティア登録簿に登録するとともに、登録者に草津市スポーツボランティア登録証（様式第2号）を交付する。

5 登録内容の変更、登録の抹消

登録内容の変更を希望する者は草津市スポーツボランティア登録内容変更届（様式第3号）により、登録の抹消を希望する者は草津市スポーツボランティア登録抹消届（様式第4号）により届け出るものとする。

6 報酬等

原則、登録者の活動に係る報酬は支払わず、交通費は自己負担とする。

7 個人情報の取扱い

登録者の個人情報については、草津市個人情報保護条例その他の関係法令に基づき適切に取り扱うものとする。

8 派遣依頼

草津市または草津市教育委員会が、主催、共催、後援するスポーツイベント等の主催者は、登録者の派遣を依頼することができる。

9 派遣依頼手続等

前項のスポーツイベント等において登録者を派遣する場合は、次の手続によるものとする。

- (1) 派遣を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、草津市スポーツボランティア登録者派遣依頼書（様式第5号）に必要事項を記入し、第11項に規定する事務局に提出する。
- (2) 事務局は、依頼内容が適切であるか否かを判断し、登録者にスポーツボランティア情報を提供する。
- (3) 登録者は、スポーツボランティア情報を確認し、協力できる場合は依頼者にその旨を申し出る。
- (4) 依頼者は、申出のあった登録者に連絡して具体的な活動内容等を伝え、必要に応じて打合せおよび手続を行う。
- (5) 依頼者は、事業終了後速やかに草津市スポーツボランティア活動報告書（様式第6号）を事務局に提出する。

10 依頼者の責務

- (1) 依頼者は、第6項に定めるもののほか、登録者の活動に関する経費を負担するものとする。
- (2) 依頼者は、主催するスポーツイベント等における活動に起因して登録者に損害が発生する場合に対応するため、リスクに応じた必要な保険に加入することとし、草津市スポーツボランティア派遣依頼書（様式第5号）において、加入保険内容について記載しなければならない。

11 事務局

スポーツボランティア登録制度の事務局を草津市教育委員会事務局スポーツ推進課に

置く。

12 その他

この要項に定めるもののほか、スポーツボランティア登録制度の運用に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。